

◎新潟県告示第396号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県三条地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年7月22日から令和7年3月24日まで
- 3 作業地域 新潟県三条市新屋地内、三条市南五百川地内